独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター 受託研究取扱規程

(通則)

- 第1条 独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センターにおける国及びそれに準じる機関以外の者(以下「依頼者」という。)から委託を受けて行う研究(以下「受託研究」という。)の取扱いについては、この規程の定めるところによる。
- 2 独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センターの職員が自ら治験を実施しようとする者(以下、自ら治験を実施する者とあわせて「自ら治験を実施する者」とする)として申請した場合の取扱いについても、この規程の定めるところとする。

(研究委託の申請)

- 第2条 院長は、依頼者(医師主導治験にあっては自ら治験を実施する者)に、当該研究に関して希望する契約締結日の原則として3ヶ月前までに、研究委託申込書(別紙様式)を提出させるものとする。ただし、研究が治験又は製造販売後臨床試験である場合には、別途規定する治験関係の治験依頼書(書式3)を提出させるものとする。
- 2 研究委託の申込みに当たっては、研究の目的が薬事法に基づく医薬品、医療用具の 承認申請等に該当する場合には、次のいずれに該当するかを明確にするものとする。
 - 1. 製造(輸入販売)承認申請
 - 2. 製造(輸入販売)承認事項一部変更承認申請
 - 3. 再審查申請
 - 3-1 市販後臨床試験
 - 3-2 使用成績調査
 - 3-3 特別調査
 - 4. 再評価申請
 - 4-1 市販後臨床試験
 - 4-2 特別調査
 - 5. 副作用·感染症症例調查
 - 6. その他
- 3 委託の申請があった研究が治験又は市販後臨床試験(以下「治験等」という。)に関するものである場合には、次の(1)から(3)のいずれに該当するかを明らかにするものとする。
 - (1) 治験等の計画に関する研究
 - 治験等の計画に関する研究には、次の事項が含まれる。
 - 一 治験責任医師に予定される医師による治験実施計画書案の検討
 - 二 治験責任医師に予定される医師による説明文書の作成

- 三 治験責任医師等の治験計画に関する研究会への参加、協議
- (2) 治験等の実施に関する研究

治験等の実施に関する研究には、次の事項が含まれる。

- 一 治験についての被験者への説明と同意の取得
- 二 被験者への治験の実施
- 三 治験に係る症例報告書の作成
- 四 治験の実施又は治験結果に関する研究会への参加、協議
- 五 治験に関する記録の保存
- 六 治験実施計画書等に記載されている計画等で示されているモニタリング・監査 以外で、必要性が生じたために実施されるモニタリング・監査
- (3) 治験等の実施後の継続研究

治験等の実施後の継続研究には、次の事項が含まれる。

- 一 治験結果に関する研究会への参加、協議
- 二 治験に関する記録の保存
- 三 治験実施計画書等に記載されている計画等で示されているモニタリング・監査 以外で、必要性が生じたために実施されるモニタリング・監査

(医師主導治験<自ら治験を実施する者による治験を医師主導治験という>の申請)

- 第2条の2 院長は、自ら治験を実施する者に、当該研究に関して希望する治験届出日の前までに、治験依頼書((医)書式3)、治験実施計画書等の資料一式を必要部数提出させるものとする。
- 2 医師主導治験の申込みに当たっては、当該医師主導治験の目的が薬事法に基づく医薬品、医療機器の承認申請等に該当する場合には、次のいずれかに該当するかを明確にするものとする。
 - 1) 製造販売承認申請
 - 2) 製造販売承認事項一部変更承認申請

(GCPの遵守)

- 第3条 院長は、申請のあった研究が薬事法に規定する治験等に該当する場合には、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年3月27日:厚生省令第28号、平成15年6月12日改正:厚生労働省令106号、平成18年3月31日改正:厚生労働省令72号。以下「GCP省令」という。)、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日:厚生労働省令第36号。以下「医療機器GCP省令」)及びその他の関連法令・通知に適合する取扱いをするものとする。
- 2 院長は、受託研究として治験等を行うため、当該治験等に係る業務に関する業務手順書をGCP省令に則って作成する。

(受託の決定等)

- 第4条 申請のあった研究の受託の決定は院長が行うものとする。ただし、決定に当たっては、あらかじめ次条に規定する受託研究審査委員会(以下「委員会」という。) の意見を聴かなければならない。
- 2 院長は、病院の業務に関連のない研究、他の職務に支障を及ぼすおそれがあると判断される研究等受託することが適当でないと認められるものについては、受託することができない。
- 3 院長は、当該研究の受託の承認又は不承認を依頼者に通知するとともに、受託を承認したときは、その内容を契約担当官に伝達しなければならない。
- 4 院長は、医師主導治験の実施の承認又は不承認を自ら治験を実施する者及び治験責任医師に文書で通知しなければならない。
- 5 院長は、受託した治験等(医師主導治験にあっては自ら当該治験の実施)について、 重篤で予測できない副作用等について依頼者(医師主導治験にあっては自ら当該治験 の実施)から通知を受けた場合、重篤な有害事象について治験責任医師から通知を受 けた場合、治験に継続して参加するかどうかについて被験者の意思に影響を与えるも のと認められる情報を入手し、被験者に対する説明文書を改訂した旨治験責任医師か ら報告を受けた場合、依頼者(医師主導治験にあっては自ら当該治験の実施)から治験 責任医師を通じて治験実施計画書につき重大な変更を行いたい旨の申請があった場 合、その他必要があると認めた場合には、治験等の継続又は変更の適否について委員 会の意見を求め、その意見に基づいて治験等の継続又は変更の可否を決定し、依頼者 (医師主導治験にあっては自ら当該治験の実施)及び治験責任医師に通知するものとす る。

(委員会)

- 第5条 受託研究の円滑な実施を図るため、院内に委員会を置くものとする。
- 2 治験等に関する研究以外の研究を受託研究として行う場合、委員会は、次の事項に ついて調査審議するものとする。
 - 一 研究の目的、内容及び条件
 - 二 研究結果の報告方法
 - 三 その他必要事項
- 3 治験等に関する研究を受託研究として行う場合、委員会は GCP 省令の規定に基づい て調査審議するものとする。
- 4 院長は、原則として副院長を委員会の委員長に指名する。
- 5 委員会は、院長が指名する者をもって構成するものとする。ただし、委員長が特に 必要と認める場合には、委員会において委員以外の職員又は有識者の意見を聴くこと

ができる。

- 6 委員会は、委員長が召集する。
- 7 委員会は、原則として1箇月に1回開催する。ただし、委員長が開催の必要がない と判断した場合は、この限りではない。また、これ以外であっても委員長が必要と認 めた場合は開催することができる。
- 8 委員会の円滑な実施を図るため、院長は、委員会事務局を設置する。

(契約の条件等)

- 第6条 契約担当官は、第4条第3項の規定に基づく伝達を受け、依頼者と研究の受託 に関する契約を締結するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - 一 依頼者は、受託研究に要する経費のうち、受託研究の適正な実施に必要な事務的 経費等(以下「研究費」という。)については、請求書に定めた期限までに納付する こと。また、治験に係る特定療養費の支給対象外の経費(以下「支給対象外経費」 という。)については、研究費とは別に診療月の翌月毎にその全額を請求書をもっ て依頼者に請求すること。
 - 二 研究費により取得した物品等は、当該研究終了後も依頼者に返還しないこと。
 - 三 受託研究に随伴して生じた発明に係る特許を受ける権利は、研究担当者が取得するものとし、当該権利又は当該権利に基づく特許権は国が承継するものであること。 また、実用新案その他の知的所有権の対象となるものについても同様とすること。
 - 四 天災等のやむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合、独立行政法人国立病院機構はその責を負わないこと。
- 2 研究費が独立行政法人国立病院機構会計規程第21条に定める請求書に定めた期限までに納入されなかった場合は、契約は解除するものとし、すみやかに所要の手続きをとること。
- 3 契約書は、二者契約の場合、正本を3通作成し、病院が2通所持すること。三者契約等の場合は契約者数に応じて、作成する正本の数を追加すること。

(受託研究の実施)

- 第7条 研究担当者は、受託研究の実施に当たり、被験者又はその代理者にその趣旨を十分説明するとともに、当該受託研究が治験等である場合には、GCP 省令第51条および医療機器GCP省令第71条に基づき、文書により治験等の実施について説明し、同意(被験者の診療に際して実施した検査、画像診断等の内容を依頼者に提出することがある旨の説明と同意を含む。)を得るものとし、被験者の安全について適切な配慮をしなければならない。
- 2 研究担当者は、依頼者から受託研究の実施計画につき重大な変更を行いたい旨の連絡を受けた場合には、院長に報告するとともに、変更の可否について院長の指示を受

けなければならない。

3 研究担当者は、治験等の実施中に重篤な副作用が発生した場合には、速やかに院長 及び依頼者に文書で報告するとともに、治験等の継続の可否について院長の指示を受 けなければならない。

(医師主導治験の実施)

- 第7条の2 自ら治験を実施する者は、当該医師主導治験の実施に当たり、被験者又は 代諾者にその主旨を十分説明するとともに、GCP省令第51条および医療機器GC P省令第71条に基づき、文書により治験等の実施について説明し、同意を得るもの とし、被験者の安全について適切な配慮をしなければならない。
- 2 自ら治験を実施する者は、医師主導治験の実施計画につき重大な変更を行いたい場合には、院長に報告するとともに、変更の可否について院長の指示を受けなければならない。
- 3 自ら治験を実施する者は、治験等の実施中に重篤な副作用が発生した場合には、速 やかに院長に文書で報告するとともに、治験等の継続の可否について院長の指示を受 けなければならない。

(研究結果の報告等)

- 第8条 研究担当者は、当該研究を終了したときは、研究成果を速やかに院長へ報告しなければならない。
- 2 院長は、前項の報告があったときは、委員会にその旨を伝達するとともに依頼者に 通知するものとする。
- 3 研究担当者は、当該研究を中止したとき又は延長する必要があるときは、その旨を 速やかに院長へ報告し、必要な指示を受けなければならない。
- 4 院長は、前項の報告があったときは、委員会にこれを諮り、中止又は延長がやむを 得ないと認められたときは、その旨を依頼者に通知すると共に所定の手続きをとるも のとする。

(医師主導治験の報告等)

- 第8条の2 自ら治験を実施する者は、当該医師主導治験を終了したときは、研究成果 を速やかに院長へ報告しなければならない。
- 2 院長は、前項の報告があったときは、委員会にその旨を伝達するとともに自ら治験 を実施する者に通知するものとする。
- 3 自ら治験を実施する者は、当該医師主導治験を中止したとき又は延長する必要があるときは、その旨を速やかに院長へ報告し、必要な指示を受けなければならない。

4 院長は、前項の報告があったときは、委員会にこれを諮り、その審査結果を自ら治験を実施する者に通知するとともに、所定の繰越手続きを行うものとする。

(治験等のモニタリング及び監査)

第9条 院長は、治験等のモニタリング及び監査の実施について、依頼者と 十分協議 し、特に依頼者のモニタリング担当者及び監査担当者についてあらかじめ氏名、職名 等の提出を求めるとともに、依頼者における被験者の情報の秘密保持について十分注 意させるものとする。

(医師主導治験等のモニタリング及び監査)

第9条の2 院長は、医師主導治験等のモニタリング及び監査の実施について、自ら治験を実施する者と十分協議し、モニタリング及び監査の手順書の提出を求めるとともに、モニタリング担当者及び監査担当者についてあらかじめ氏名、職名等の提出を求めるとともに、被験者の情報の秘密保持について十分注意させるものとする。

(治験薬等の管理)

- 第10条 院長は、薬剤科長を治験薬及び市販後臨床試験薬(以下「治験薬等」という。) の管理者(以下「治験薬管理者」という。)に定め、院内で使用されるすべての治験薬 等を管理させる。
- 2 治験薬管理者は、次の業務を行う。
 - 一 治験薬等を受領し、受領書を発行すること
 - 二 治験薬等の保管、管理及び払い出しを行うこと
 - 三 治験薬等の管理表を作成し、治験薬等の使用状況並びに治験等の進捗状況を把握すること
 - 四 未使用の治験薬等を返戻し、未使用治験薬等引渡書を発行すること

(記録等の保存責任者)

- 第11条 院長は、次に掲げる記録毎に保存責任者を定めるものとする。
 - 一 診療録、検査データ、同意書等
 - 二 研究受託に関する書類及び委員会の運営に関する記録(研究委託申込書、契約書、 委員会議事録、受託研究整理簿、研究課題別出納簿等)
 - 三 治験薬等に関する記録(治験薬等の管理票、受領書、引渡書等)
- 2 前項の記録の保存期間は、当該受託研究の契約書に明記された期間とする。

(受託研究事務局)

第12条 院長は、受託研究の円滑な実施を図るため、受託研究事務局を置く。

2 病院長は、事務局の運営等の業務を執り行うものとして、次のものを指名する。 薬剤科長、企画課長、経営企画室長、業務班長、契約係長、薬剤科職員、 事務職員

(施行期日)

第13条 この規程は、平成12年 3月1日から施行する。

平成14年 1月1日一部改定

平成17年 4月1日一部改定

平成18年12月1日一部改定

平成22年 1月1日一部改定

平成22年11月1日一部改訂